

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和6年7月3日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400035号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2400005号

第1 結論

昭和43年7月から昭和48年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年7月から昭和48年3月まで

夫(訂正請求記録の対象者。以下同じ。)の年金記録において、請求期間の国民年金保険料は未納と記録されている。当時、夫は、義父(夫の父)、義兄(夫の兄)、義兄の妻と4人でA市(昭和47年*月より前は、B町)に居住し自営業に従事しており、経理を担当していた義兄が、昭和43年7月頃に夫の国民年金の加入手続を行い、その後は家族4人分の国民年金保険料を納付していた。夫以外の家族の保険料は納付されており、義兄が夫の保険料のみ納めていなかったとは考えられないので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、義兄が訂正請求記録の対象者の国民年金の加入手続を行い、家族4人分の国民年金保険料を納付していた旨主張している。

しかしながら、義兄は既に亡くなっている上、請求者が訂正請求記録の対象者の請求期間当時の居住地であったとするA市は、訂正請求記録の対象者の同市における住民登録の履歴はないと回答しており、訂正請求記録の対象者の国民年金の加入手続及び請求期間に係る国民年金保険料の納付について確認することができない。

また、請求者から提出された訂正請求記録の対象者の国民年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)*は、国民年金記号番号払出簿に記載された払出年月日並びに当該手帳に記載された住所及び「48.8.18手帳発行」の押印から、C市にお

いて昭和48年8月に払い出されたと考えられ、当該払出時点で、請求期間のうち昭和43年7月から昭和46年6月までの国民年金保険料は、徴収権が時効により消滅しており遡って納付することはできない。

さらに、オンライン記録及び年金情報総合管理・照合システムにおいて、訂正請求記録の対象者の氏名による検索を行ったが、訂正請求記録の対象者に対し前記の国民年金番号とは別の番号が払い出された記録は確認できない上、請求期間にA市で払い出された国民年金番号を全て確認したが、訂正請求記録の対象者に払い出された番号はないことから、訂正請求記録の対象者は、請求期間においては国民年金に未加入であったと考えられ、制度上、請求期間当時に国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、訂正請求記録の対象者に係る国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿においても、請求期間に係る国民年金保険料が収納された記録はない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）及び周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されたと認めることはできない。